（佐賀地方検察庁検事正）同　渡邊　徳昭
福岡高等検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁次席検事を命ずる
法務総合研究所福岡支所長に併任する
（最高検察庁検事）同　南野　聡
佐賀地方検察庁検事正に配置換する（以上十一月十日）
（福島地方検察庁次席検事兼福島地方検察庁相馬支部長）検事　松本　裕
福島地方検察庁相馬支部勤務を免ずる
福島地方検察庁相馬支部長を免ずる
（大阪高等検察庁公判部長）同　谷岡　賀美
大阪高等検察庁検事に配置換する
（名古屋地方検察庁特別捜査部長）同　田中　素子
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁交通部長を命ずる
（大阪地方検察庁交通部長）同　小畑　勝義
大阪地方検察庁公安部長を命ずる
大阪地方検察庁交通部長を免ずる
（大阪地方検察庁公安部長）同　中田　和範
大阪地方検察庁公判部長を命ずる
大阪地方検察庁公安部長を免ずる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　浦田　啓一
名古屋地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁特別捜査部長を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）同　小池　隆
福島地方検察庁検事に配置換する
福島地方検察庁次席検事を命ずる
かねて福島地方検察庁相馬支部勤務を命ずる
ねて福島地方検察庁相馬支部長を命ずる（以上十一月十五日）

外　務　省

（在アメリカ合衆国日本国大使館参事官（公使））外務事務官　林　肇
在インド日本国大使館参事官に配置換する
インド国駐箚特命全権大使を補佐しインド国に在勤する期間公使の名称を与える
在ブータン日本国大使館に併任する（十一月十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月十八日ラトビア国の独立記念日につき、同月十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、十一月十八日オマーン国の国祭日につき、同月十七日同国王陛下へ御祝電を発せられた。

御祝電及び御答電

天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月九日モロッコ国国王陛下から御祝電を寄せられ、これに対し同月十七日御答電を発せられた。
天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月十二日ヨルダン国国王陛下から御祝電を寄せられ、これに対し同月十七日御答電を発せられた。

官庁報告

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人寺尾淳は願により公証人を免ぜられた。
吉田博視は公証人に任命され、東京法務局所属公証人寺尾淳の後任を命ぜられた。（以上十一月十一日）（法務省）

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、四国電気通信産業合同労働組合から、賃金制度変更等の要求に関して、平成22年11月24日以降、同組合の組合員が従事する西日本電信電話株式会社徳島支店、株式会社ＮＴＴ西日本―四国徳島事業部、株式会社ＮＴＴファシリティーズ関西事業本部四国支店の全職場（徳島県及び愛媛県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 11 月 19 日

厚生労働大臣　細川　律夫

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県調味料製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 19 日

千葉労働局長　永山　寛幸

第４号中「１時間800円」を「１時間806円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月25日から効力を生ずる。

新潟労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県各種商品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 19 日

新潟労働局長　吉松　美貞

第４号中「１時間732円」を「１時間738円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 19 日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間804円」を「１時間817円」に改める。

徳島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 19 日

徳島労働局長　加藤　敏彦

第４号中「１時間770円」を「１時間773円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月21日から効力を生ずる。

徳島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 19 日

徳島労働局長　加藤　敏彦

第４号中「１時間791円」を「１時間797円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月21日から効力を生ずる。

徳島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 19 日

徳島労働局長　加藤　敏彦

第４号中「１時間746円」を「１時間753円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月21日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 19 日

愛媛労働局長　三上　明道

第４号中「１時間745円」を「１時間753円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月25日から効力を生ずる。

佐賀労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金（平成21年佐賀労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 19 日

佐賀労働局長　井上　与一

第４号中「１時間632円」を「１時間643円」に改める。